

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 31 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 岡 真 由

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 21 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 8 月 28 日 午後 4 時 30 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 2 日 午前 10 時 00 分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 16 日 午後 1 時 30 分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 3 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 9 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 31 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。

※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までです。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 所 在 | 香川県さぬき市小田字中西 |
| | 地 番 | 1 9 5 1 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 1 . 0 0 平方メートル |
-
- | | | |
|---|-------|--|
| 2 | 所 在 | 香川県さぬき市小田字中西 1 9 5 1 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 9 5 1 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 0 8 . 9 1 平方メートル
2 階 5 7 . 4 5 平方メートル |
- (現況)
- | | | |
|--|-------|--|
| | 床 面 積 | 1 階 約 1 1 5 平方メートル
2 階 5 7 . 4 5 平方メートル |
|--|-------|--|



物 件 明 細 書

令和 8年 7月 6日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 岡 真 由

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件共有者らが占有している。

【物件番号2】

本件共有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

東西の境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 香川県さぬき市小田字中西

地 番 1951番

地 目 宅地

地 積 211.00平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 香川県さぬき市小田字中西1951番地

家屋 番号 1951番

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 108.91平方メートル
2階 57.45平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約115平方メートル
2階 57.45平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1



令和8年(ケ)第4号
令和8年2月9日受理
令和8年3月2日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 都 築 浩 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 香川県さぬき市小田字中西

地 番 1951番

地 目 宅地

地 積 211.00平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 香川県さぬき市小田字中西1951番地

家屋 番号 1951番

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 108.91平方メートル
2階 57.45平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	香川県さぬき市小田1951番地		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積：1階部分に約6㎡の増築があり、1階は約115㎡となっている（増築年月日不詳）		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者A ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 保管開始日 支部 平成 年()第 平成 号 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (債務者兼所有者)	1 私は本件物件の共所有者です。現在、Aは施設に入所しており、私も別の所に住んでいるため、物件2には、Aの配偶者が居住しています。 2 物件2は、築後約31年が経ちますが、雨漏りなど不具合なところはありせん。シロアリ被害はよく分かりません。ただ、リビングの中央付近の床が柔らかくなっているところがあります。築後、リフォームはしていませんが、母がこまめに掃除をしているので、家の中はきれいに保っていると思います。なお、時期ははっきりしませんが、物件2新築後、すぐに1階南東側に物置を増築しています。2階の廊下や洋室からバルコニーに出られるのですが、理由は不明ですが2階の床よりもバルコニーが高いところに設置されているため、廊下に踏み台を置いてバルコニーに出入りをしています。2階の南西側洋室の天井クロスに不規則にひび割れがあることは、今回指摘されるまで全く気付きませんでした。 風呂の給湯器は灯油で、台所はLPガスを使用しています。 3 本件地区は、下水道が整備されている地域ですが、本件物件は下水道にはつないでおらず、浄化槽を使用しています。浄化槽で浄化した水や雨水などは水路に流していますが、水路利用料などは徴収されていません。これは隣の人にも確認したので間違いないと思います。 4 土地の境界については特に争いはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見



- 1 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件土地は都市計画区域外に存在しており、南西側は、幅員約1mの舗装道路（法定外公共物）に、北東側は、幅員約4mの舗装市道（建築基準法上の取扱いなし）に接道している。また、土砂災害警戒区域に指定されている。
- 3 物件1の土地と周囲との境界については、東西を除いて、現況上ほぼ明らかである。14条1項地図が存在している。東西の境界付近にはU字溝が設置され、雨水等を流しているようであるが、現況上、境界は判然としなかった。なお、東西とも、隣家の雨どい等が物件1土地上に越境している可能性がある。
物件1北東側には、下屋（土地定着物）が設置されている。
- 4 物件2建物については、経年（築後約31年経過）劣化が認められる。**B**によると、新築後リフォームしたことはなく、雨漏り等の不具合はないとのことである。1階リビング床の中央部分に柔らかくなっているところがあった。建物内外の維持管理状態は良好であり、きれいに掃除がされていた。2階南西側洋室の天井クロスに、不規則にひび割れしている部分が見受けられたが、その原因は不明である。バルコニーは洗濯干し場となっているようであるが、廊下や南西側洋室からはかなりの段差があり、廊下に踏み台を置いて出入りしているようである。風呂の給湯器は灯油で、台所はLPガスを使用しているとのことである。また、物件2南東側には、物置（増築年月日不詳、約6㎡、未登記）が増築されている。
- 5 本件地区は下水道が整備されている地域であるが、**B**によると「本件物件は下水道にはつないでおらず、浄化槽を使用しています。浄化槽で浄化した水や雨水などは水路に流していますが、水路利用料などは徴収されていません。これは隣の人にも確認したので間違いないと思います。」とのことであった。本件地区の水利組合担当者の話でも、水路利用料のような費用負担はないとのことであった。
- 6 物件2には、現在、**A**の配偶者が居住している。**A**は施設入所中のようなものであるが、**A**の配偶者は占有補助者であると思料する。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年2月10日(火) 9:00-9:10	高松法務局	周辺土地調査等
令和8年2月10日(火) 13:20-13:35	物件所在地	物件確認、写真撮影、占有調査、 A から聴取(不在)
令和8年2月10日(火) 13:40-13:45	B 宅	B から聴取(不在)
令和8年2月10日(火) 14:00-14:10	広域水道企業団東讃ブロック統括センター	給水管等調査
令和8年2月10日(火) 14:25-14:35	高松法務局寒川出張所	周辺土地調査等
令和8年2月10日(火) 14:45-14:55	長尾土木事務所	公法上の規制等調査
令和8年2月10日(火) 15:05-15:20	さぬき市役所	公法上の規制等調査
令和8年2月20日(金) 13:00-14:00	物件所在地	立入調査、写真撮影、占有調査、評価人同行、 B から聴取
令和8年2月24日(火) 9:35-9:45	当庁	広域水道企業団東讃ブロック統括センター担当者から聴取(電話)

(特記事項)

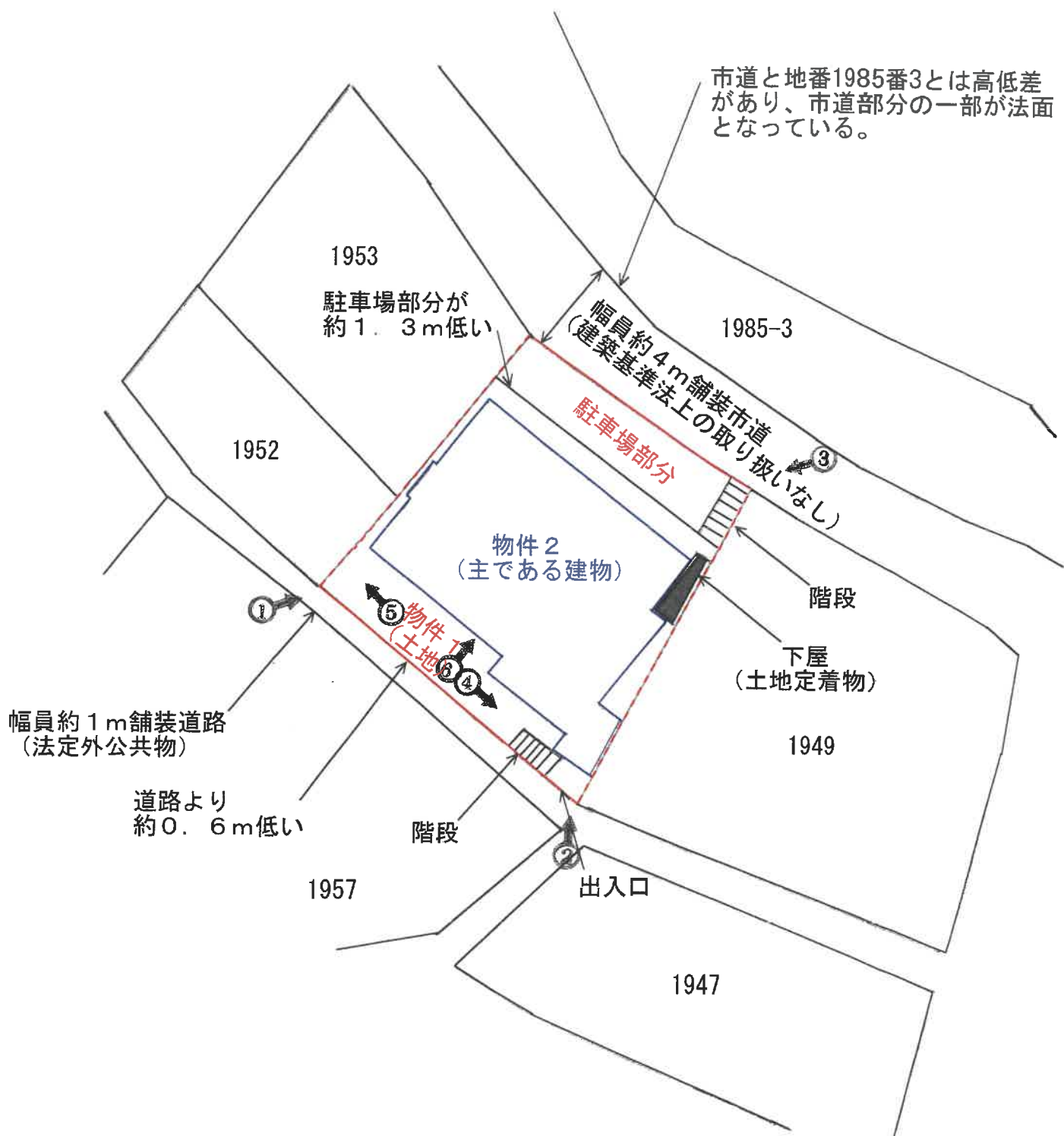
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在であったので、立会人を立ち会わせ解錠技術者に解錠させ、建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図 (概略図)



N



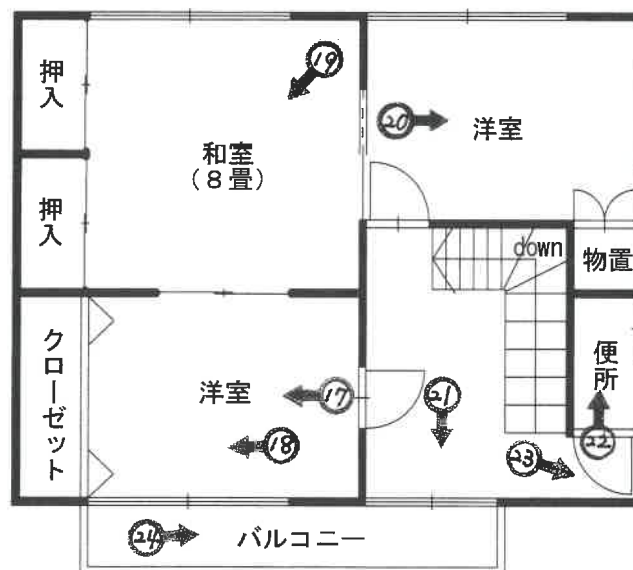
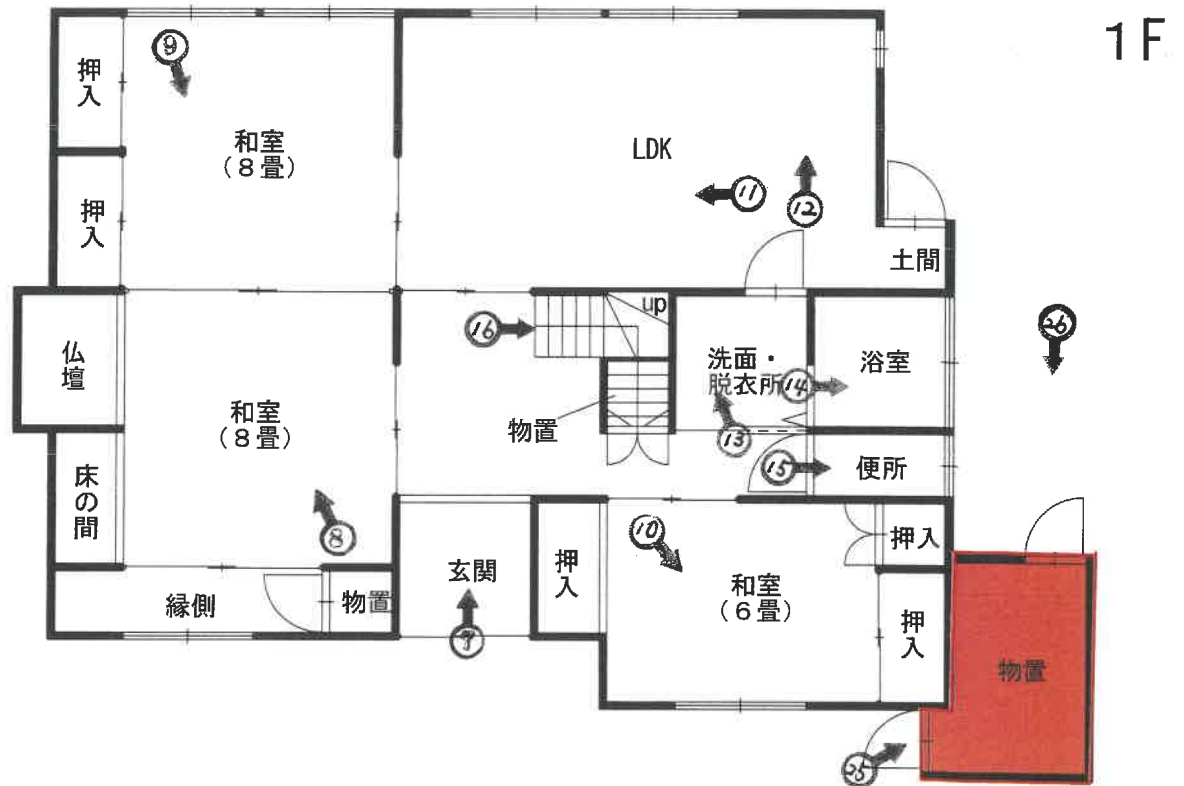
写真撮影位置・方向

※概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。
隣接地の地番は、公図等に基づいて記載している。

S=1:250

建物間取図 (概略図)

物件 2 (主である建物)

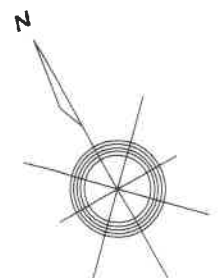


未登記増築部分
約 6 m²

写真撮影位置・方向

※概略図であり、現況と相違する場合がある。

(7 枚目)



1

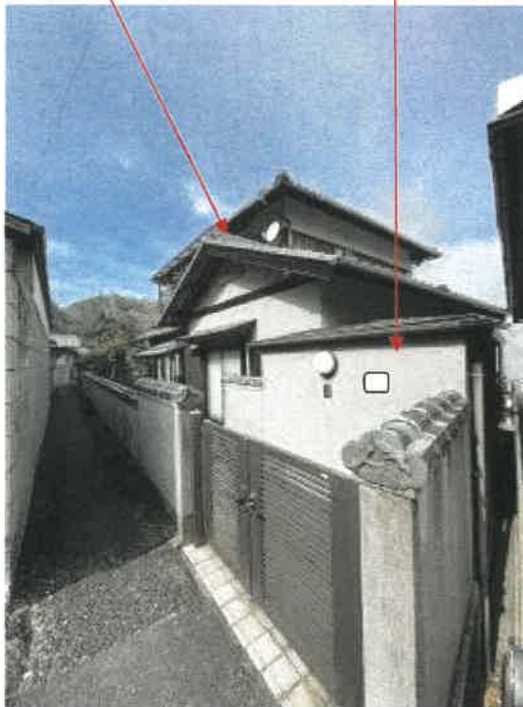


本件物件の外観

2

物件 2

未登記増築部分



本件物件の南東側の状況

3



本件物件北東側の状況

4



物件1 南側の状況

5



物件1 西側の状況

6



物件2 玄関の状況

7



物件 2 玄関ホールの状況

8



物件 2 1階南西側和室の状況

9



物件2 1階北西側和室の状況

10



物件2 1階南東側和室の状況

(12 枚目)

11



物件2 1階リビングの状況

12



物件2 1階台所の状況

13



物件2 1階洗面脱衣所の状況

14



物件2 1階浴室の状況

(14 枚目)

15



物件2 1階トイレの状況

16



物件2 階段の状況

(15 枚目)

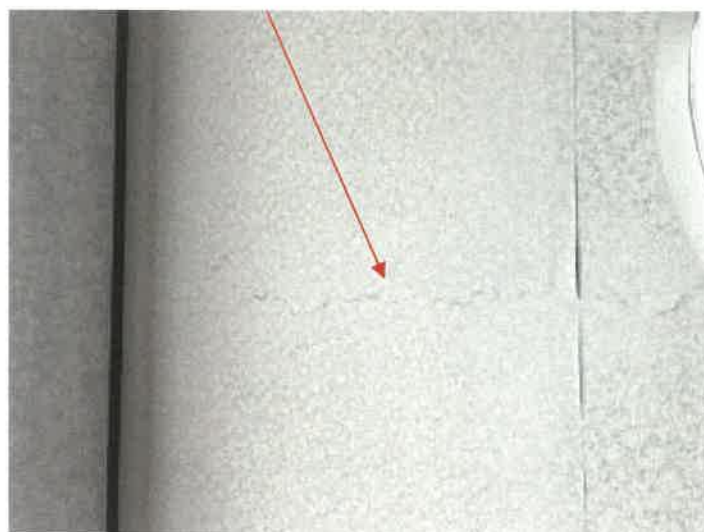
17



物件 2 2階南西側洋室の状況

18

ひび割れ状のもの



物件 2 2階南西側洋室の天井クロスのひび割れの状況

19



物件 2 2階和室の状況

20



物件 2 2階北東側洋室の状況

21



物件2 2階廊下（バルコニー入口）の状況

22



物件2 2階トイレの状況

23



物件2 2階手洗の状況

24



物件2 バルコニーの状況

25



物件2 未登記増築部分（物置）の状況

26



物件2 未登記増築部分の状況

令和8年（ケ）第4号
令和8年2月20日現地調査
令和8年2月26日評価



高松地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
森 英起

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1, 5 5 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 3 9 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 1, 1 6 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1 及び物件 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の土地の内訳価格は、物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	さぬき市小田字中西 1951番 宅地 211.00m ²	同左
2	所 在 家屋番 種 号 構 類 床 造 面 積	さぬき市小田字中西1951番地 1951番 居宅 木造瓦葺2階建 1階 108.91m ² 2階 57.45m ²	1階 約115m ²
番号	特 記 事 項		
	・特になし		

以 下 余 白

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR高徳線「志度」駅の北東方約5.6km（直線距離） （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	受命物件の存する近隣地域は、さぬき市北部の小田地区に位置し、農地の多く残る中、一般住宅を中心に形成された戸建住宅地域である。当該地域においては、200㎡～300㎡程度の敷地に住宅としての使用を標準的使用とする。需要は極めて低調であり、地価は下落基調で推移するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	都市計画区域外 — — — — 土砂災害警戒区域（イエローゾーン） （敷地の全域）
画 地 条 件	規 模 211.00㎡（公簿） 間 口 北東側約12m 奥 行 約15m 形 状 ほぼ整形 地 勢 やや劣る（画地内に段差が存在している。詳細は位置関係図参照。）	
接面道路の状況	現況幅員約4m舗装市道（西の谷奥線）にほぼ等高に北東面 （建築基準法上の取り扱いなし） 現況幅員約1m舗装道路（法定外公共物）に約0.6m低く南西面（南東側に出入口あり） （長尾土木事務所総務課建築指導担当調）	
土地の利用状況 及び隣地の状況	物件2の敷地として利用されている。 隣接不動産の状況は、南東側が駐車場、北西側が住宅、南西側が道路を介して住宅、北東側が市道を介して農地として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 有り ガ ス 配 管 無し 下 水 道 引込可（※特記事項欄参照）	
特 記 事 項	※さぬき市下水道課によると、北東側に下水道の本管が埋設されているとのことである。なお、関係人によると「本件物件は下水道につないでおらず、浄化槽を使用しています。浄化槽で浄化した水や雨水などは水路に流していますが、水路利用料などは徴収されていません。」とのことである。	

特 記 事 項	・土地の範囲は、東西を除いて、現況上ほぼ明らかである。東西の境界付近にはU字溝が設置され、雨水等を流しているようであるが、現況上、境界は判然としなかった。 ・南東側の駐車場及び北西側の住宅の屋根や軒先が、本件物件に越境している可能性のあることが窺われる。 ・北東側に下屋(土地定着物)が設置されている。 ・土壌汚染については、登記等による地歴調査等によれば、その可能性は低いものと思料される。なお、土壌汚染の有無の詳細は専門調査機関による調査を要する。 ・埋蔵文化財については、さぬき市教育委員会生涯学習課での調査によると、本件土地自体には包蔵地の指定はないことを確認したので、当該要因については考慮外として評価する。
---------	---

以 下 余 白

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐用 年 数	建築年月日（登記記載） 平成7年6月10日新築 経 過 年 数 約31年 経済的残存耐用年数 ほぼ満了
仕 様	構 造 木造 屋 根 瓦葺 外 壁 モルタル吹付等 内 壁 ビニールクロス等 天 井 ビニールクロス、木板等 床 畳、カラーフロア等 設 備 電気、給排水設備等 その他 -
床面積（現況）	1階約115㎡、2階57.45㎡、合計約172㎡である。
現況用途等	階 層 2階建 現況用途 住宅 間 取 り （建物間取図のとおり）
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	占有状況については、現況調査報告書のとおり。
特 記 事 項	・経年劣化が見受けられる。なお、1階リビング床の中央部分に柔らかくなっている箇所が存在する。また、2階南西側洋室の天井クロスに不規則にひび割れしている部分が見受けられる。なお、関係人によると、何れについても原因は不明であるとのことである。 ・南東側に約6㎡（物置）の未登記増築部分が存在する。 ・バルコニーは洗濯干し場となっているようであるが、廊下や南西側洋室からはかなりの段差があり、廊下に踏み台を置いて出入りしているようである。 ・関係人によると、風呂の給湯器は灯油で、台所はLPガスを使用しているとのことである。 ・対象建物については、吹付けアスベスト等が使用されている可能性は低いが、アスベスト含有建材（成形板・仕上塗材等）が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関による調査を要する。 ・設備については、使用可能かどうかは不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	7,030	0.87	211.00	1.00	1,290,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 さぬき-3

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

11,200 円/㎡ × 97.9/100 × 100/100 × 100/156 ≒ 7,030 円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：……必要なし

◇地域格差：……街路条件+1%(1.01)、接近条件+10%(1.10)、環境条件+40%(1.40)※

1.01×1.10×1.40≒1.56

※土砂災害警戒区域に指定されていることによる減価を含む

イ 個別格差：……画地条件(二方路、地勢、高低差等)-13%(0.87)

ウ 地積：……登記数量による

エ 建付減価：……必要なし

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価 率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2(主である建物)	150,000	約172	0.05	1,290,000

ウ 現価率

物件2(主である建物、未登記増築部分を含む)

経済的残存耐用年数をほぼ満了しており、現況等から現価率を5%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	1,290,000	0.50	法定地上権	645,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を0.50と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算(円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,290,000	－645,000		1.00	0.60	390,000
2	1,290,000	＋645,000	1.00	1.00	0.60	1,160,000
一括価格(合計)						1,550,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等(さぬき－3)

所 在：さぬき市寒川町石田東字東原甲1329番1
 価 格：11,200円／㎡
 位 置：JR高德線「神前」駅の南方約2.9km(道路距離)
 価 格 時 点：令和7年1月1日
 地 積：625㎡
 供給処理施設：水道
 接 面 街 路：南側4.5m市道に接面
 用 途 指 定 等：非線引都市計画区域
 用途指定なし
 (建蔽率70%、容積率200%)
 地 域 の 概 要：農家住宅、農地等が混在する住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

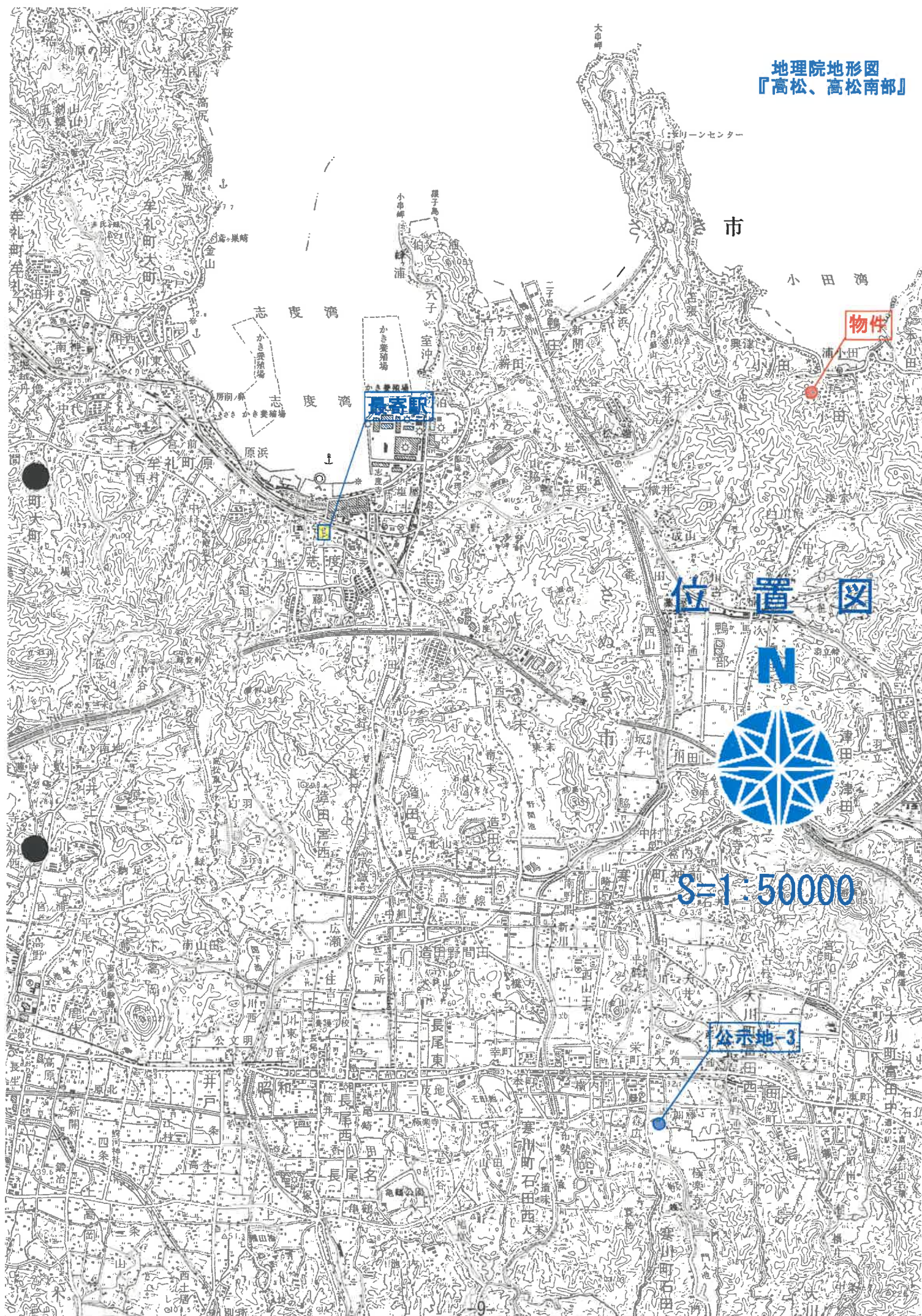
物件 1	1,058,376円
物件 2	3,667,230円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図

以 上



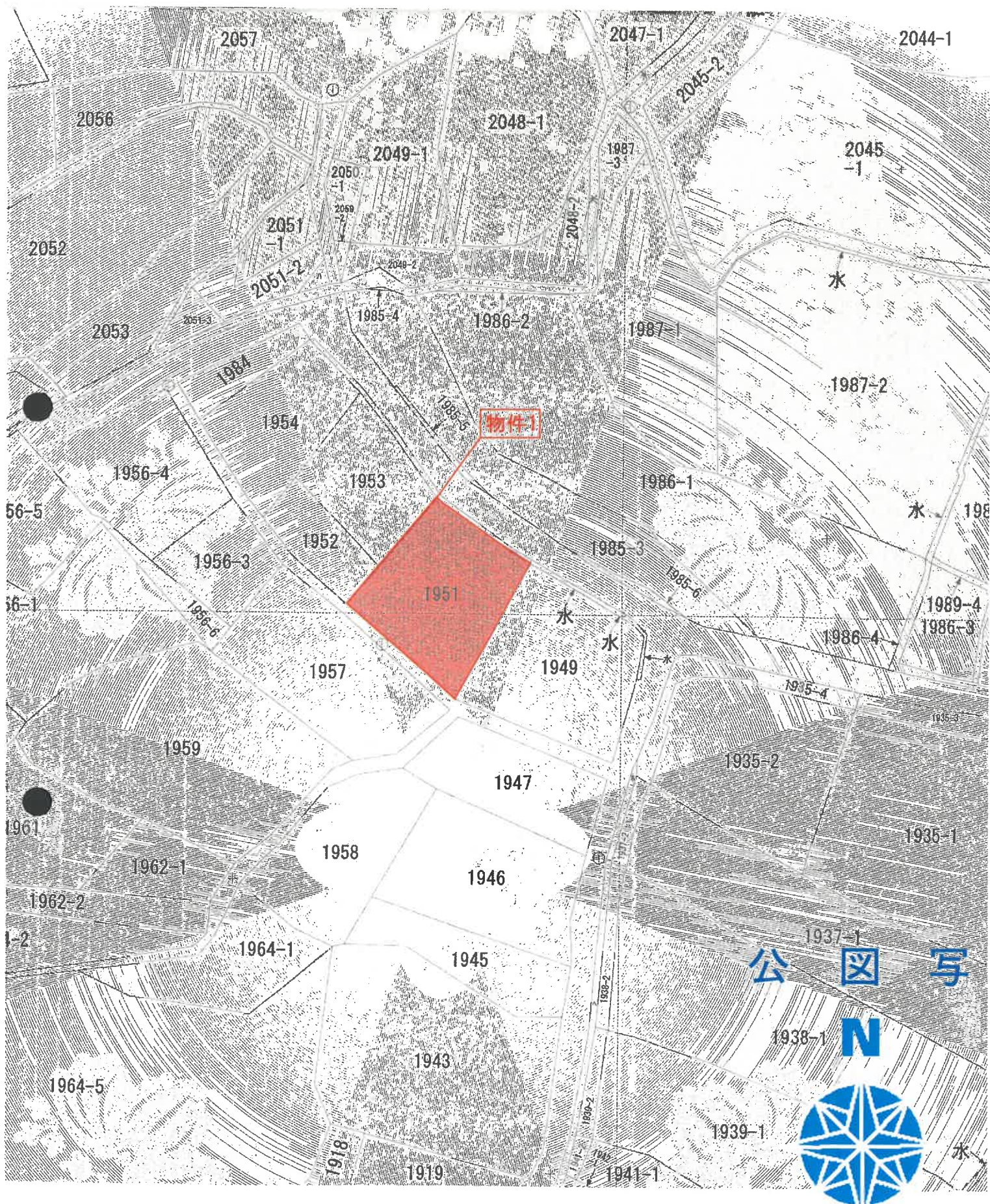
物件

位置図

N

8=1:50000

公示地-3



S=1:500

記年月日：平成7年6月14日

0144269

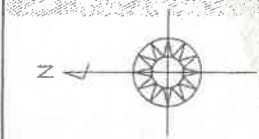
各階平面図

家屋番号 1951番

建物平面図

建物の所在 愛知県名古屋市中区西1951番地

(縮尺八分一四・五)



1階



2階

A	1.925	×	0.200	=	0.385000
B	8.595	×	7.840	=	67.165800
C	8.595	×	3.820	=	32.641000
D	6.685	×	0.855	=	5.711475
合計					106.903275
床面積					106.91㎡

3階



4階

E	6.685	×	8.985	=	59.875575
F	6.685	×	3.820	=	25.536700
合計					85.412275
床面積					85.41㎡



昭和7年6月14日登記

作製者

申請人

縮尺 1/250

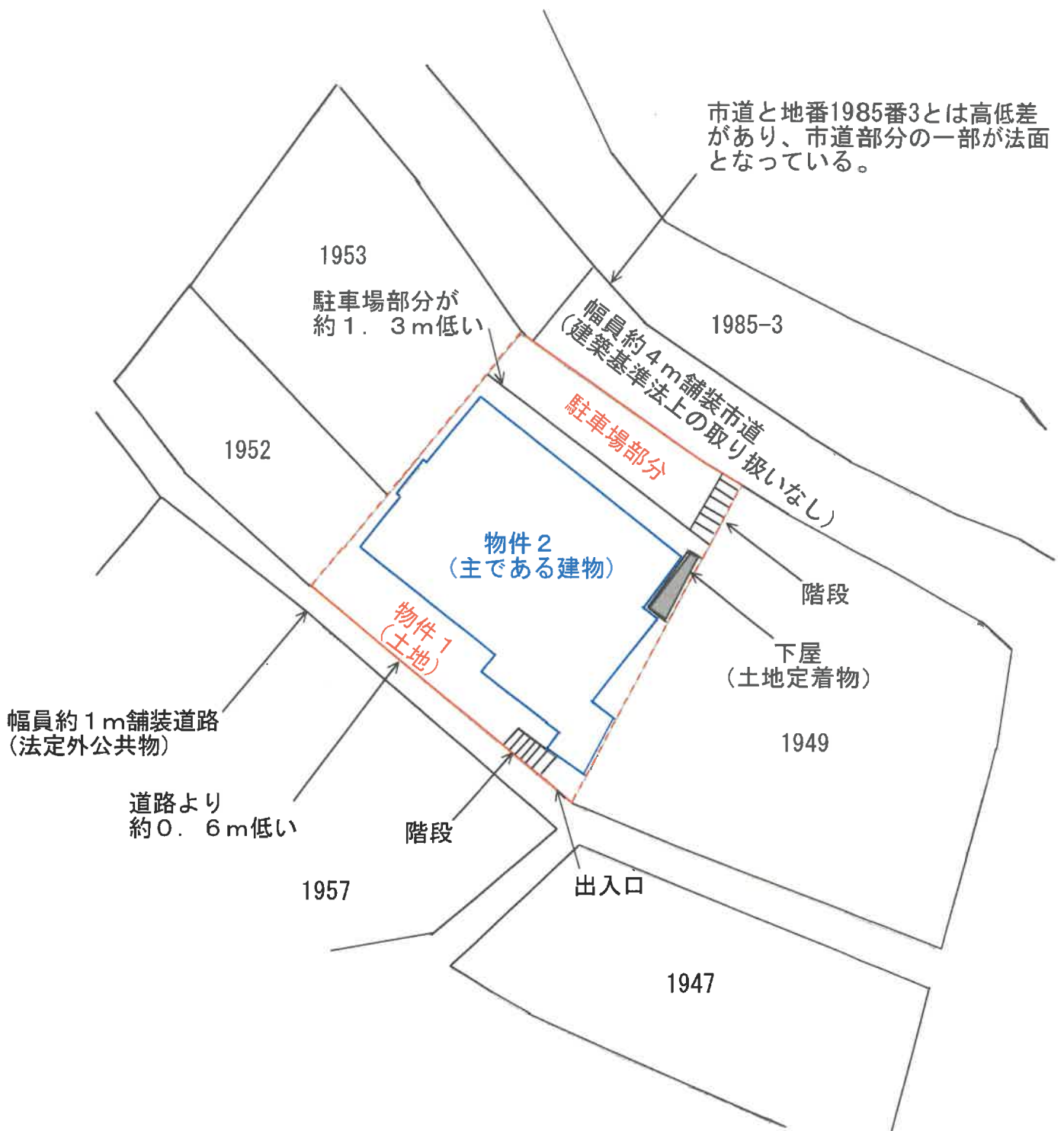
縮尺 1/500

(香川県土地家屋調査士会印)

物件2

A3版を縮小

土地建物位置関係図 (概略図)



N

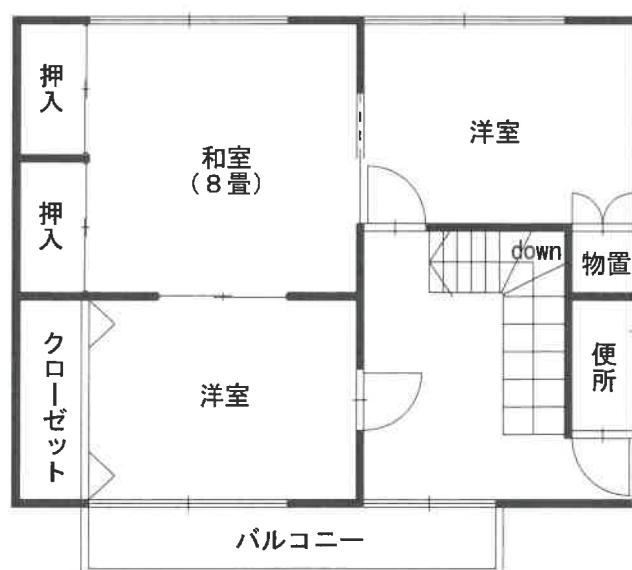
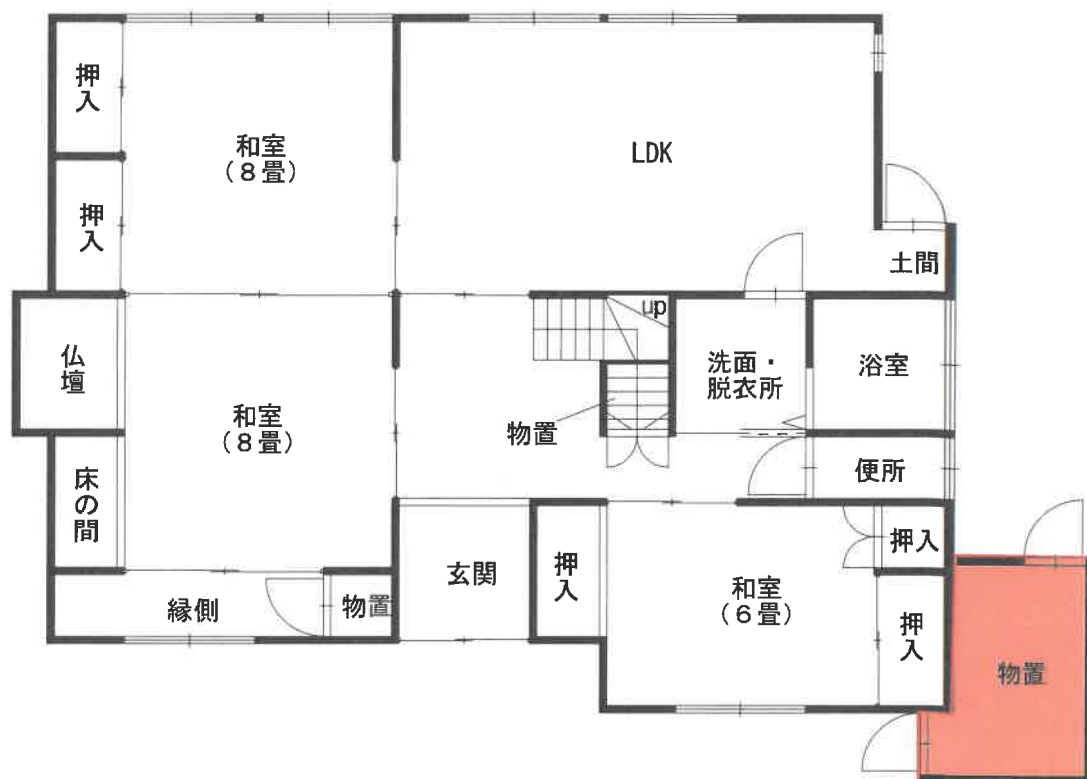


※概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。
隣接地の地番は、公図等に基づいて記載している。

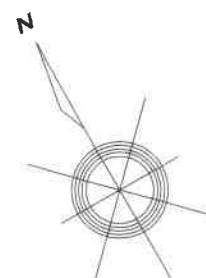
S=1:250

建物間取図 (概略図)

物件2 (主である建物)



■ 未登記増築部分
約 6 m²



※概略図であり、現況と相違する場合がある。